

## 介護保険の一部負担金及び保険料の特例減免措置終了について

復興庁と厚生労働省より、避難指示が解除された地域を対象に、下記のとおり特例減免措置の見直しが示されました。

### ◇見直しの内容

- 平成29年4月以前に避難指示解除された地域が対象となります。
- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で特例減免措置が終了となります。  
(避難指示を解除した年の翌年4月から10年間で終了することを基本とします。)
- 避難指示解除の時期により対象地域を4グループに分け、急激な負担増にならないよう、複数年かけて段階的に見直しが行われます。
  - ・まず保険料の免除を見直し、次に窓口負担の免除を見直します。
  - ・保険料については、さらに激変緩和を図る観点から1/2免除の段階を設けることとし、
    - ①保険料1/2免除 ②保険料特例減免措置終了
    - ③窓口負担特例減免措置終了、の3段階で徐々に見直しが行われます。
- 平成31年4月以降に解除された地域及び今後解除予定の地域（特定復興再生拠点区域）も同様の考え方で見直しが進められます。  
なお、帰還困難区域については今後検討されます。



### ◇見直しのスケジュール

	年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
【平成26年までに解除された地域】 広野、楢葉（一部）、川内（一部）、南相馬（一部）、田村	保険料	周知期間	1/2	×	特例終了				
	窓口			○					○
【平成27年に解除された地域】 楢葉（残り全域）	保険料		○	1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○	○				
【平成28年に解除された地域】 高尾（一部）、川内（残り全域）、南相馬（一部）	保険料		○	○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○	○			
【平成29年に解除された地域】 飯館（一部）、浪江（一部）、川俣、富岡（一部）	保険料		○	○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○	○		